

重要事項説明書(別紙) 指定通所介護

【指定通所介護】＜事業所規模区分:通常規模型事業所＞

(1)基本報酬

①3時間以上4時間未満

要介護状態区分		単価	単位	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	/日	10.00	370	3,700円	370円	740円	1,110円
要介護2	/日		423	4,230円	423円	846円	1,269円
要介護3	/日		479	4,790円	479円	958円	1,437円
要介護4	/日		533	5,330円	533円	1,066円	1,599円
要介護5	/日		588	5,880円	588円	1,176円	1,764円

②4時間以上5時間未満

要介護状態区分		単価	単位	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	/日	10.00	388	3,880円	388円	776円	1,164円
要介護2	/日		444	4,440円	444円	888円	1,332円
要介護3	/日		502	5,020円	502円	1,004円	1,506円
要介護4	/日		560	5,600円	560円	1,120円	1,680円
要介護5	/日		617	6,170円	617円	1,234円	1,851円

※2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合、上記の単位数の70/100にあたる単位数が算定されます。

③5時間以上6時間未満

要介護状態区分		単価	単位	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	/日	10.00	570	5,700円	570円	1,140円	1,710円
要介護2	/日		673	6,730円	673円	1,346円	2,019円
要介護3	/日		777	7,770円	777円	1,554円	2,331円
要介護4	/日		880	8,800円	880円	1,760円	2,640円
要介護5	/日		984	9,840円	984円	1,968円	2,952円

④6時間以上7時間未満

要介護状態区分		単価	単位	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	/日	10.00	584	5,840円	584円	1,168円	1,752円
要介護2	/日		689	6,890円	689円	1,378円	2,067円
要介護3	/日		796	7,960円	796円	1,592円	2,388円
要介護4	/日		901	9,010円	901円	1,802円	2,703円
要介護5	/日		1,008	10,080円	1,008円	2,016円	3,024円

⑤7時間以上8時間未満

要介護状態区分		単価	単位	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	/日	10.00	658	6,580円	658円	1,316円	1,974円
要介護2	/日		777	7,770円	777円	1,554円	2,331円
要介護3	/日		900	9,000円	900円	1,800円	2,700円
要介護4	/日		1,023	10,230円	1,023円	2,046円	3,069円
要介護5	/日		1,148	11,480円	1,148円	2,296円	3,444円

⑥8時間以上9時間未満

要介護状態区分		単価	単位	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	/日	10.00	669	6,690円	669円	1,338円	2,007円
要介護2	/日		791	7,910円	791円	1,582円	2,373円
要介護3	/日		915	9,150円	915円	1,830円	2,745円
要介護4	/日		1,041	10,410円	1,041円	2,082円	3,123円
要介護5	/日		1,168	11,680円	1,168円	2,336円	3,504円

重要事項説明書(別紙)
指定通所介護

【指定通所介護】＜事業所規模区分：通常規模型事業所＞

(2)加算 ○のついた項目は、全てのご利用者に加算されます。

算定	項目		単価	単位	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
○	ADL維持等加算(Ⅰ)	/月	10.00	30	300	30円	60円	90円
○	ADL維持等加算(Ⅱ)	/月		60	600	60円	120円	180円
	中重度者ケア体制加算	/日		45	450	45円	90円	135円
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	/回		22	220	22円	44円	66円
○	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	/回		18	180	18円	36円	54円
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	/回		6	60	6円	12円	18円
	科学的介護推進体制加算	/月		40	400	40円	80円	120円
○	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	/月		一月の総利用単位数の12.0%		1割	2割	3割
(4)減算								
○のついた項目は、ご利用者ごとに提供するサービス内容に応じて減算されます。								

算定	項目	単価	単位	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
	同一建物減算 /日	10.00	-94	-940円	-94円	-188円	-564円
○	事業所が送迎を行わない場合 /片道		-47	-470円	-47円	-94円	-282円
	事業継続計画未実施減算		所定単位数の1.0%		1割	2割	3割
	高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位数の1.0%		1割	2割	3割

(3)加算 ○のついた項目は、ご利用者ごとに提供するサービス内容に応じて加算されます。

算定	項目	単価	単位	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
	生活機能向上連携加算(Ⅰ) /月	10.00	100	1,000円	100円	200円	300円
○	生活機能向上連携加算(Ⅱ) /月		200	2,000円	200円	400円	600円
○	入浴介助加算(Ⅰ) /日		40	400円	40円	80円	120円
	入浴介助加算(Ⅱ) /日		55	550円	55円	110円	165円
○	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ /日		56	560円	56円	112円	168円
○	個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ /日		76	760円	76円	152円	228円
○	個別機能訓練加算(Ⅱ) /月		20	200円	20円	40円	60円
	認知症加算 /日		60	600円	60円	120円	180円
	若年性認知症利用者受入加算 /日		60	600円	60円	120円	180円
	栄養改善加算 ※ /月		200	2,000円	200円	400円	600円
	栄養アセスメント加算 /月		50	500円	50円	100円	150円
	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) /回		20	200円	20円	40円	60円
	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) /回		5	50円	5円	10円	15円
○	口腔機能向上加算(Ⅰ)※ /回		150	1,500円	150円	300円	450円
	口腔機能向上加算(Ⅱ)※ /回		160	1,600円	160円	320円	480円
	延長加算<9時間以上10時間未満> /日		50	500円	50円	100円	150円
○	延長加算<10時間以上11時間未満> /日		100	1,000円	100円	200円	300円
	延長加算<11時間以上12時間未満> /日		150	1,500円	150円	300円	450円

※がある項目は、月2回を限度とします。

加算	算定要件
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	・訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数200未満のもの又は当該病院を中心とした半径キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士等や医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言の受けた上で、機能訓練指導員が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等することで加算されます。 ・理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場合又はICTが活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うことで加算されます。
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数200床未満のもの又当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、医師が、通所介護事業所を訪問し、通所介護事業所の職員と共同で、アセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成し、リハビリテーション専門職と連携して、個別機能訓練計画の進捗状況を3月ごとに1回以上評価し、必要に応じて計画・訓練内容等の見直しを行っている場合に加算されます。 ※個別機能訓練加算を算定している場合は1,000円（利用者負担額：100円）／月
入浴介助加算（Ⅰ）	入浴介助（入浴中の利用者の観察を含む。）を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。 入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと。
入浴介助加算（Ⅱ）	上記要件に加え、医師等が利用者宅の居宅を訪問し、浴室における動作及び浴室の環境を評価し、当該浴室に利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合は、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に関わる助言をすること。また、機能訓練指導員等が共同して、居宅を訪問した医師等と連携し、訪問した居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成し、その計画に基づき、個浴、または当該利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行うことで加算されます。
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	サービスを行う時間帯に、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置している事業所において、利用者の心身状況に応じて、機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、利用者の選択に基づき多職種共同で個別機能訓練計画を作成し、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明及び訓練内容の見直し等を行い、当該計画に基づきグループ（5人程度以下又は個別）に分けて計画的に機能訓練を行っている場合に加算されます。
個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を2名以上配置している事業所において、利用者の心身状況に応じて、機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、利用者の選択に基づき多職種共同で個別機能訓練計画を作成し、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明及び訓練内容の見直し等を行い、当該計画に基づきグループ（5人程度以下又は個別）に分けて計画的に機能訓練を行っている場合に加算されます。
個別機能訓練加算（Ⅱ）	利用者の状態に応じて個別機能訓練計画書の作成、計画に基づいた訓練の実施、評価、評価の結果を踏まえた計画の見直しや改善の一連のサイクルによりサービスの質の管理を行うため、個別機能訓練計画書等の内容を厚生労働省へ提出し、フィードバックを受けている事により加算されます。
認知症加算	次のいずれにも適合する事業所において、認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMの利用者に加算されます。 ・介護職員又は看護職員を、指定基準上必要な員数に加えて、常勤換算方法で2以上確保していること。 ・サービス提供時間を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修等を修了した者を1以上確保していること。 ・前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する利用者が占める割合が100分の15以上であること。 ・事業所の従業者に対する認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。
若年性認知症利用者受入加算	受け入れた若年性認知症の利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合に加算されます。ただし、認知症加算を算定している場合は、算定しない。

加算	算定要件
栄養改善加算	当該事業所の職員として、又は外部(他の介護事業所・医療機関・栄養ケア・ステーション)との連携により管理栄養士を1名以上配置している事業所において、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合、及び、栄養改善サービスの提供にあたり、必要に応じて居宅を訪問することで1月に2回を限度として加算されます。
栄養アセスメント加算	当該事業所の職員として、又は外部(※他の介護事業所、医療機関、介護保険施設、日本栄養士会や都道府県栄養士会が設置・運営する「栄養ケア・ステーション」)との連携により管理栄養士を1名以上配置しており、利用者毎に、管理栄養士等と共同して、栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じて対応する。また、利用者毎の栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施にあたって、当該情報をその他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用しているとして加算されます。
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	利用開始時及び利用中6月毎に利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供することとして加算されます。(※栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び口腔機能向上加算との併算不可)
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	利用者が栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかに確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供してした場合、6月に1回を限度として加算されます。
口腔機能向上加算(Ⅰ)	言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置している事業所において、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合、1月に2回を限度として加算されます。
口腔機能向上加算(Ⅱ)	口腔機能向上加算(Ⅰ)の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービス実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合、原則3月以内、月2回を限度として加算されます。
延長加算	所要時間7時間以上9時間未満の通所介護の前後に連続して日常生活上の世話をを行った場合、5時間を限度として加算されます。
ADL維持等加算(Ⅰ)	○ 以下の要件を満たす通所介護事業所の利用者全員について、評価期間(前々年度の1月から12月までの1年間)終了後の4月から3月までの1年間、加算が認められます。 ○ 評価期間に連続して6月以上利用した期間(注1)(以下、評価対象利用期間)のある要介護者(注2)の集団について、以下の要件を満たすこと。 イ 総数が10名以上であること。 ロ ①について、以下の要件を満たすこと。 評価対象利用期間の最初の月と、当該最初の月から起算して6月目に、事業所の機能訓練指導員がBarthel Index(注3)を測定しており、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。 ハ 利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定した各々のBI利得が評価対象者等を平均して得た値が1以上であること。 注1 複数ある場合には最初の月が最も早いもの。 注2 評価対象利用期間中、5時間以上の通所介護費の算定回数が5時間未満の通所介護費の算定回数を上回るものに限る。 注3 ADLの評価にあたり、食事、車椅子からベッドへの移動、整容、トイレ動作、入浴、歩行、階段昇降、着替え、排便コントロール、排尿コントロールの計10項目を5点刻みで点数化し、その合計点を100点満点として評価するもの。 注4 最初の月のBarthel Indexを「事前BI」、6月目のBarthel Indexを「事後BI」、事後BIから事前BIを控除したものを「BI利得」という。 注5 端数切り上げ
ADL維持等加算(Ⅱ)	また上記の要件イとロの要件を満たしており、評価対象利用者等のBI利得を平均して得た値が3以上であること。

加算	算定要件
中重度者ケア体制加算	次のいずれにも適合する事業所において加算されます。 ・介護職員又は看護職員を、指定基準上必要な員数に加えて、常勤換算方法で2以上確保していること。 ・利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3～5である者の占める割合が100分の30以上であること。 ・サービス提供時間を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1 以上確保していること。
科学的介護推進体制加算	全国の施設から「科学的介護情報システム」を通じてデータを集め分析。集積されたデータから現場で計画の見直し等に役立つフィードバックを行い、介護計画等を見直しを行う。また、データの提出頻度について少なくとも「3月に1回」とします。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	次のいずれかに適合する事業所において加算されます。 ①勤続10年以上の介護福祉士が占める割合が100分の25以上 ②事業所の介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が100分の70以上である場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業所の介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が100分の50以上である場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	次のいずれかに適合する事業所において加算されます。 ①勤続7年以上の介護福祉士が占める割合が100分の30以上 ②事業所の介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が100分の40以上である場合に加算されます。
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員のキャリアアップ要件、月額賃金改善、職場環境等を実施している場合に加算されます。

減算	減算要件
同一建物減算	事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者について減算されます。
事業所が送迎を行わない場合	利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合等の事業所が送迎を実施していない場合に減算されます。
事業継続計画未実施減算	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること。及び、事業継続計画に従い必要な措置を講じていない場合に減算されます。
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合に減算されます。 ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。 ・虐待防止のための指針を整備すること。 ・従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること。 ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。